

令和8年度（2026年度） 介護サービス事業者等集団指導



©2010 熊本県くまモン

認知症・権利擁護関係

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

高齢者虐待防止法の概要

I 総則

国及び地方公共団体、国民の責務の明確化。

II 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

虐待者を罰することではなく、虐待を（再発）防止することが目的。虐待原因は介護疲れや福祉サービス等の知識不足など様々。このため、被虐待者の安全の確保等のみならず、養護者への支援も必要。
※虐待者を加害者として罰するのは刑法

III 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設等における虐待は許されるものではない。養護者による虐待とは異なり、虐待する側への支援という観点はなく、介護保険法や老人福祉法による処分。

IV 雑則

第三者による財産上の不当取引による被害の防止、国・地方公共団体による成年後見制度の利用促進。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型と具体例

I 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(例) 叩く、つねる、殴る、入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる、本人に向けて物を投げつける、職員
の都合でベッドへ抑えつける(身体拘束)、職員の手で本人が拒否していても口に入れて食べさせる 等

II 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(例) 床ずれができるなど体位調整や栄養管理を怠る、おむつが汚れた状態を日常的に放置する、医療が必要
な状況にも関わらず受診させない、処方どおりの服薬をさせない、ナースコールを使用させない 等

III 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言や拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(例) 怒鳴る、ののしる、子ども扱いする呼称で呼ぶ、トイレを使えるのに職員の手で本人の意思や状態を
無視しておむつを使う、本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない 等

IV 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(例) 人前で排せつやおむつ交換をする、性器への接触・キス・性的行為を強要する 等

V 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること等、高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(例) 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する、金銭・財産等の着服・窃盗、立場を利用してお金を借りる、
日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない 等

高齢者虐待防止法における通報等に関する規定

養護者による高齢者虐待

■ 早期発見等に係る努力義務（第5条）

高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

また、国や地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

■ 通報に係る（努力）義務（第7条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
※身体又は生命に重大な危険が生じている場合を除き努力義務

養介護施設等従事者による高齢者虐待

■ 通報義務（第21条第1～3項）

自らが従事する養介護施設や養介護事業で、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならない。

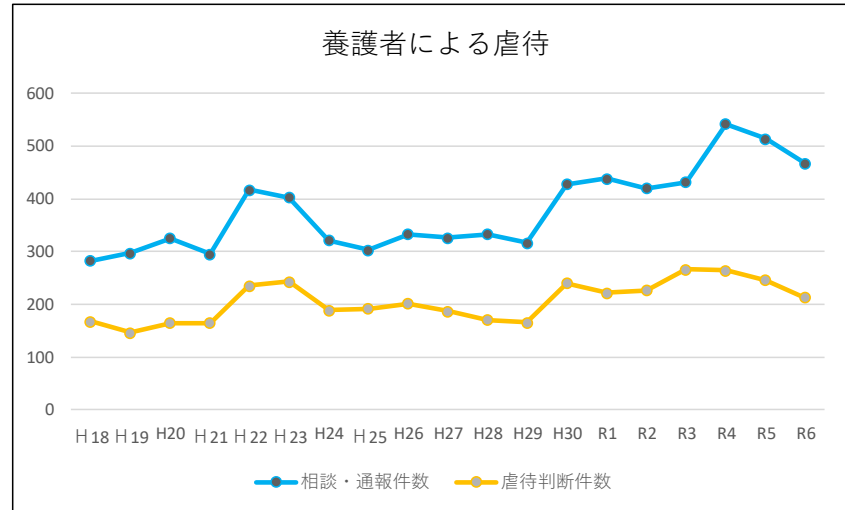
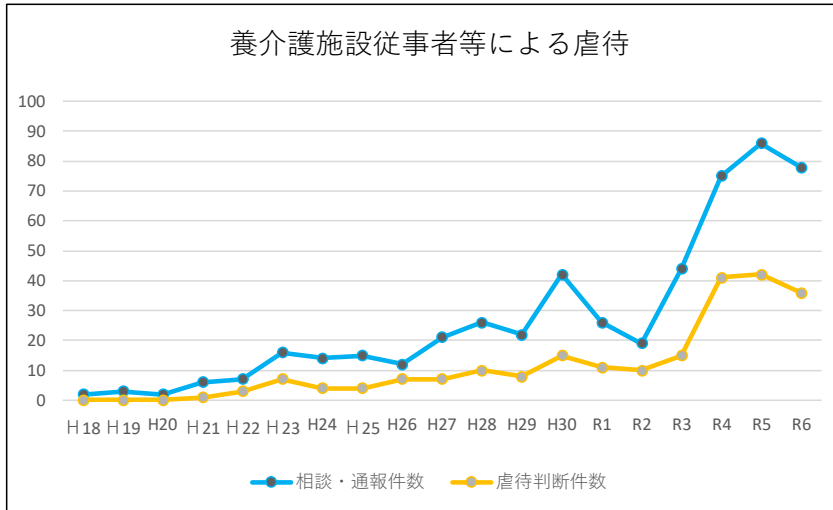
■ 通報による不利益行為の禁止（第21条第7項）

通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱を受けない。

本県における高齢者虐待の状況

(単位：件)

① 令和6年度（2024年度） 県内高齢者虐待の状況



出典：令和6年度における市町村の高齢者虐待への対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

養介護施設従事者等による虐待

(件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談・通報件数	2	3	2	6	7	16	14	15	12	21	26	22	42	26	19	44	75	86	78
虐待判断件数	0	0	0	1	3	7	4	4	7	7	10	8	15	11	10	15	41	42	36

養護者による虐待

(件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談・通報件数	283	297	325	295	417	403	321	303	333	326	333	317	428	438	420	432	542	514	467
虐待判断件数	168	146	165	165	235	243	189	192	201	187	171	166	240	222	227	266	264	246	213

② 県の取組

- ・ 介護施設従事者に対する研修の実施
- ・ 「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」による市町村からの困難事例に対する助言やフォローアップの実施
- ・ 虐待を行った施設に対する虐待関連研修受講の勧奨

【県】養護者による高齢者虐待の状況（令和6年度）

■相談・通報者

- ①介護保険事業所職員等 38.5% ②警察 21.1%
③家族・親族 12.2% ④被虐待者本人 5.6% ⑤当該市町村行政職員 5.0%

■虐待の種別・類型

- ①身体的虐待 60.1% ②心理的虐待 34.5% ③介護・世話の放棄・放任 29.6%
④経済的虐待 23.8% ⑤性的虐待 0.4%

■被虐待者の性別

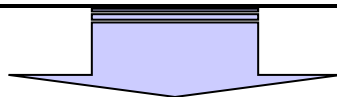
- ①女性 74.0% ②男性 26.0%

■被虐待者の介護保険の申請状況

- ①認定済み 73.5% ②未申請 21.5% ③申請中 3.6%
※①の中で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は70.1%

■被虐待者との関係（虐待者）

- ①息子 41.7% ②夫 16.9% ③娘 14.9% ④妻 7.0% ⑤孫 6.2%



虐待の（再発）防止に当たっては、早期発見による高齢者保護・養護者支援が重要。

⇒そのためには、介護保険事業所職員等(ケアマネ含む)、民生委員、近隣住民等の協力が必要。

※全国（令和6年度）では虐待等による死亡事例が26件（26人）発生。

（令和6年度の27件（27人）からは1件（1人）の減少）

【県】虐待の発生要因（養護者による高齢者虐待）

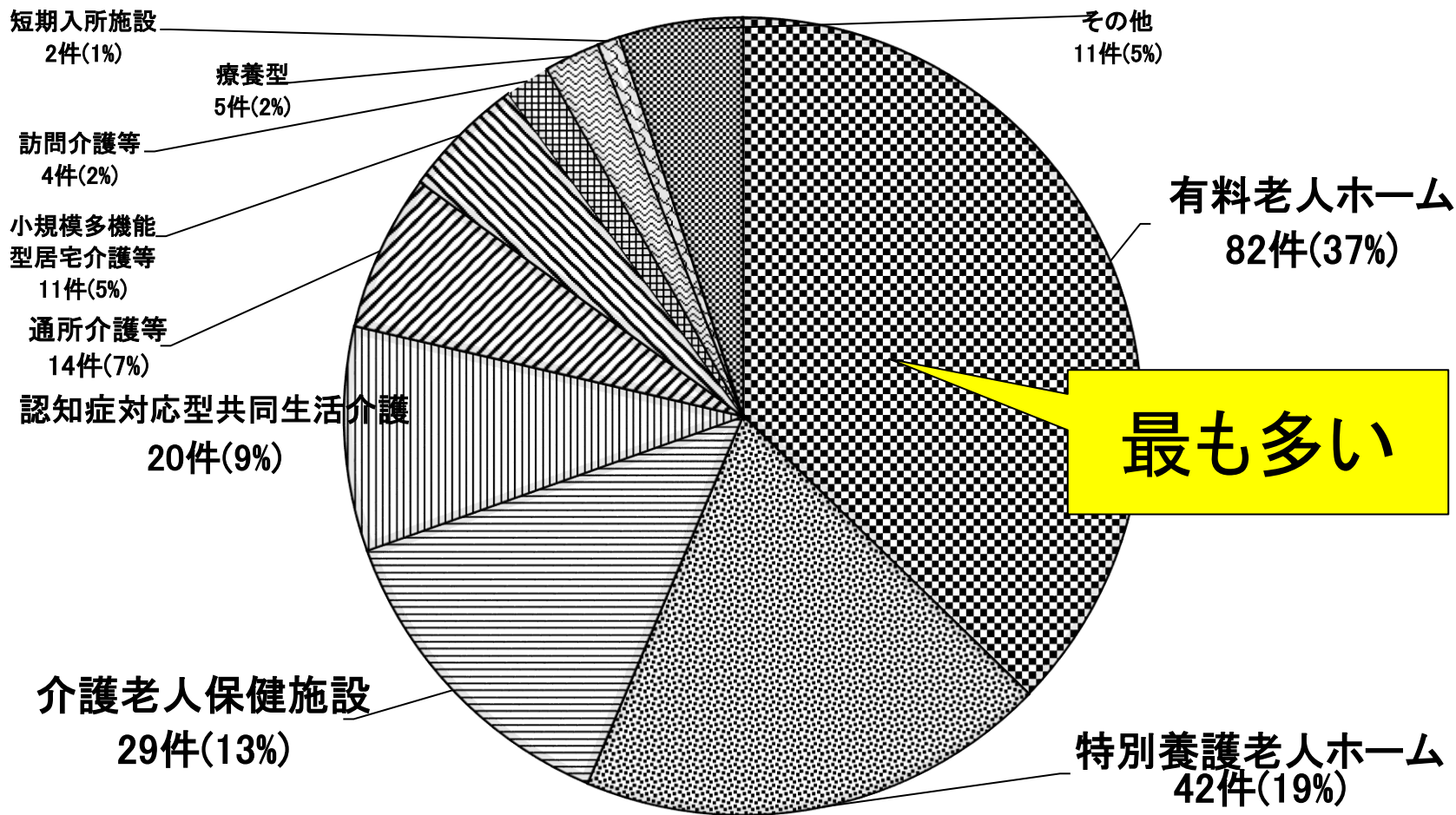
虐待者側の要因

①知識や情報の不足	(70.0%)
②理解力の不足や低下	(69.0%)
③虐待者の介護力の低下や不足	(68.5%)
④認知症の症状	(64.3%)
⑤被虐待者との虐待発生までの人間関係	(63.4%)
⑥介護疲れ・介護ストレス	(58.7%)

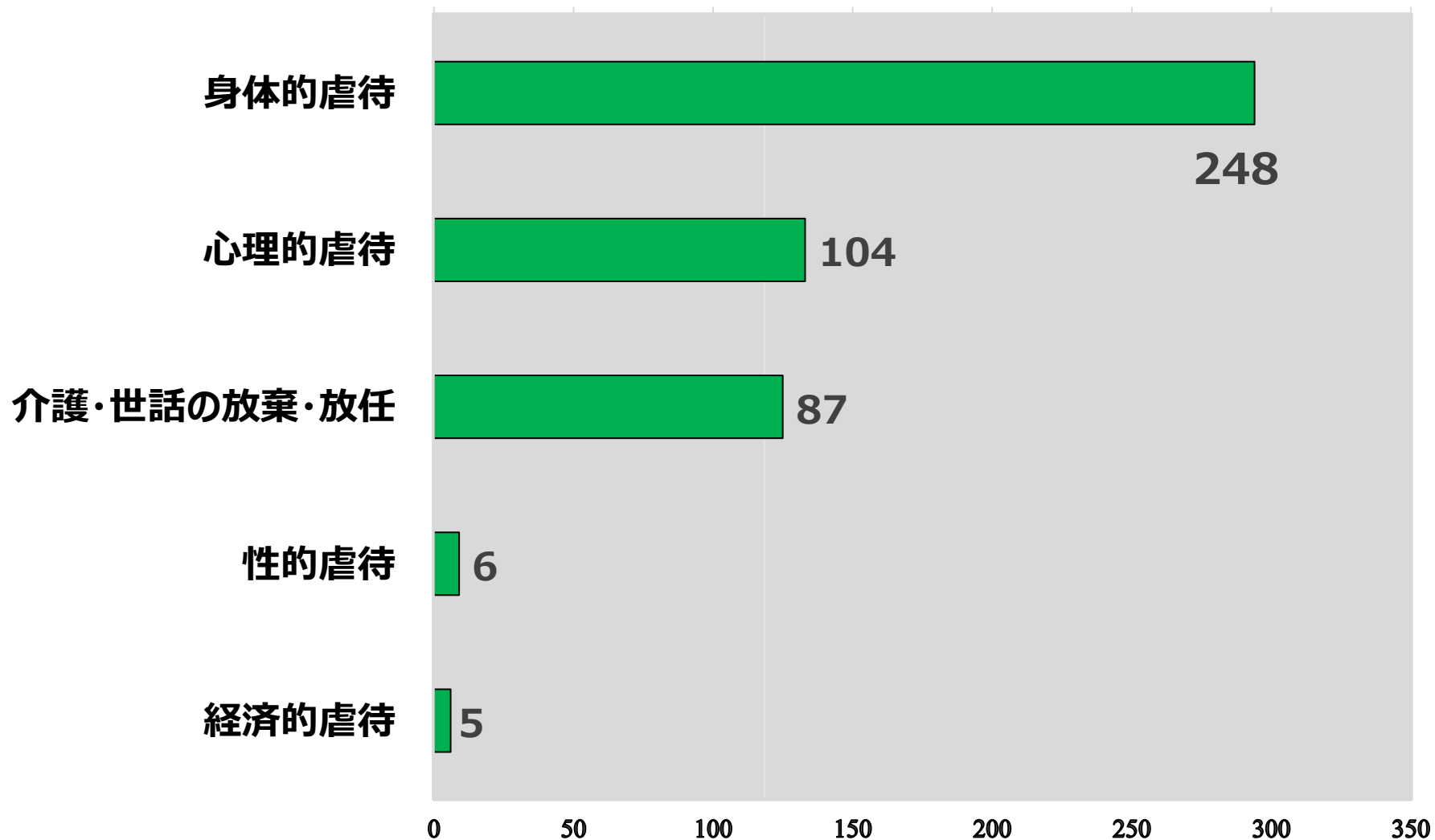
出典：令和6年度における市町村の高齢者虐待への対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

◎ 養護者が孤立化しないよう、住民の見守り、介護保険サービスの利用促進等、介護家族等の養護者支援が大切！

【県】養介護施設従事者等による高齢者虐待の事業所種別 (H22～R6年度の虐待認定件数 合計220件)



【県】養介護施設従事者等による高齢者虐待の虐待類型別 (H22～R6年度の虐待認定事案における被虐待者数)



高齢者虐待防止の推進（R3介護報酬改定）

【概要】

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

【基準】

○運営基準（省令）に以下を規定

- ① 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ② 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ③ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する**委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に**開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 虐待の防止のための**指針を整備**すること
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的に実施**すること
 - ・ 上記措置を適切に実施するための**担当者を置くこと**

※ 熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針においても、上記事項を実施する必要がある旨記載あり。

身体的拘束等の適正化の推進（R6介護報酬改定）

【概要】

- 施設系サービス及び居住系サービスにおいて、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に「所定単位数の10分の1に相当する単位数を減算」。（H30改定）
- 短期入所系サービス及び多機能系サービスにおいて、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に「所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算」。（R6改定）

【基準】

- 身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を3月に1回以上開催する**とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ③ 身体的拘束等の適正化のための**指針を整備する**こと。
 - ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための**研修を定期的実施する**こと。

【対象施設】

- 施設系サービス、居住系サービス：(地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- 短期入所系サービス、多機能系サービス：(介護予防)短期入所系サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護)、(介護予防)多機能系サービス(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

身体的拘束に関する基準

基準省令（運営基準）

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（※）を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない」

「身体的拘束を行う場合には、その態様や時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」（2年間保存）

「高齢者虐待」の捉え方

●「緊急やむを得ない場合」は、あくまで当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護する場合に限られる

- 「適正な手続き」を極めて慎重に行う必要
- 介護職員等の従業者の不足等、介護保険施設等の側の理由は排除されている

●「適正な手続き」

- 本人等のアセスメントを十分に行い、切迫性・非代替性・一時性の三つの要件を満たすかどうか等を慎重に協議し、本人や家族に対し身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が必要
- 要件に該当しなくなった場合は直ちに解除（常に観察・再検討を実施）
- 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存することが必要

×単に同意書があればよい
×家族の希望があれば可能

身体的拘束に関する基準

緊急やむを得ない場合の3要件（全て満たすこと）

- ①切迫性：入所者（利用者）本人または他の入所者（利用者）の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

★身体的拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為として考えられる。ただし、「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待に該当しないと考えられる。

（出典：厚生労働省 高齢者虐待防止マニュアル）

★運営基準上「緊急やむを得ない場合」のは身体拘束が認められているが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、すべての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要である。

（出典：厚生労働省 身体拘束廃止・防止の手引き）

高齢者の権利擁護に係る取組（令和8年度）

高齢者権利擁護研修の継続実施（介護施設従事者等対象）

更なるケアの質の向上を図るため、介護保険施設、有料老人ホーム等の従事者を対象に高齢者権利擁護に係る研修を実施するもの。

■高齢者権利擁護研修（施設従事者等対象）の概要

	権利擁護推進員養成研修 （施設長等研修）	看護実務者研修	有料老人ホーム等研修 （施設長等）
対 象	介護保険施設の施設長等	介護保険施設等の看護職、 介護職の従事者	有料老人ホーム等の施設長 等
実施時期	1日目：令和8年 9月14日（月） 2日目：令和8年11月18日（水）	1日目：令和8年10月22日（木） 2日目：令和8年12月17日（木）	令和8年8月27日（木）
募集人数	30人程度	30人程度	80人程度

【例】【権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）の概要】

【1日目（講義）】

- 高齢者虐待防止法の概要
- 倫理とコンプライアンス
- 認知症ケアの質の向上
- 身体拘束と福祉用具 等



【講義内容の実践】

- ① 自施設におけるケアの改善レポートの提出
- ② 自施設における職場研修を実施し、レポートを提出 等

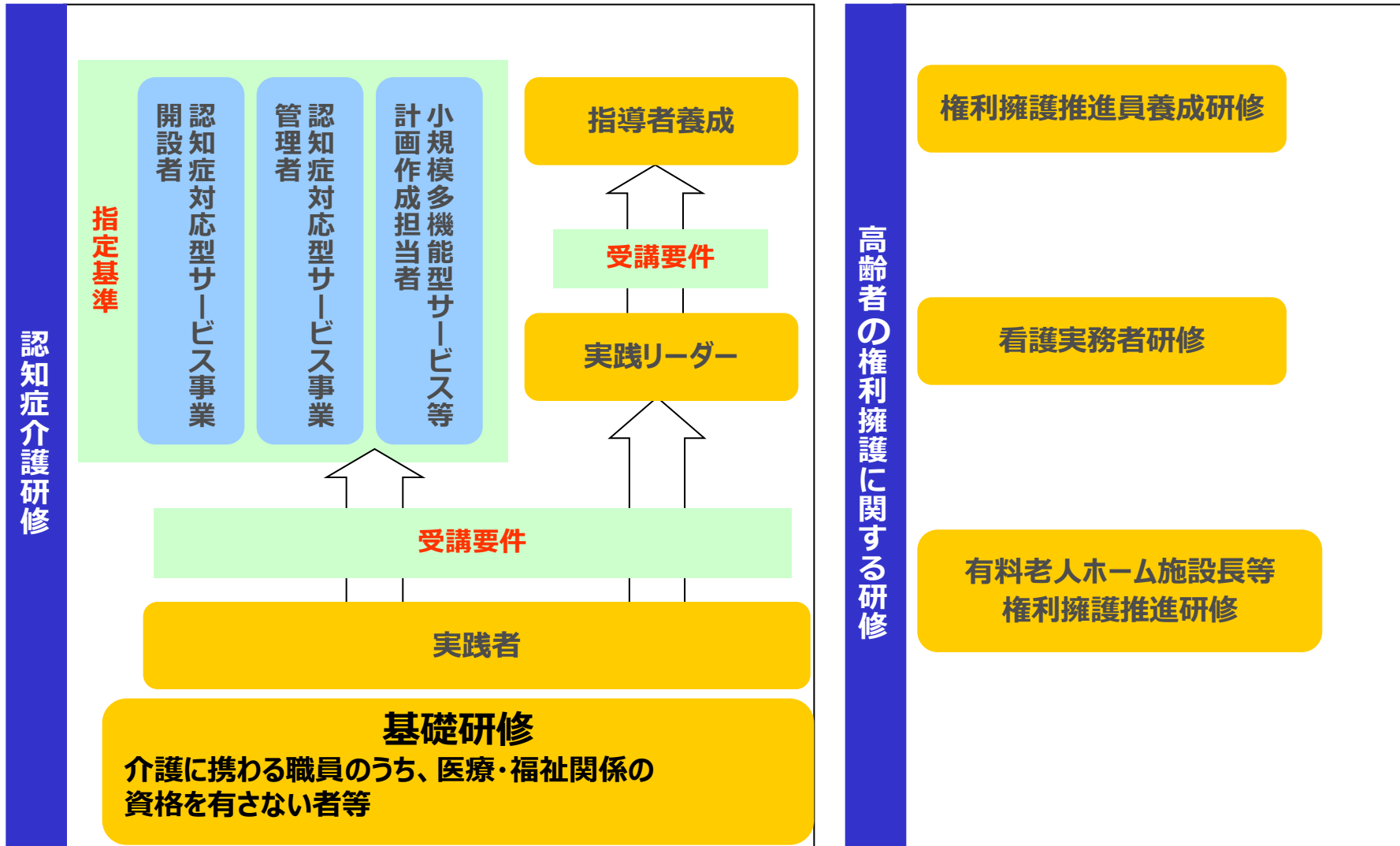


【2日目（グループワーク）】

- 提出レポートを活用した研修
- ストレスマネジメントについて
 - 改善に向けた検討・意見交換
 - 身体拘束廃止に向けた取組み（管理者の責務） 等

ケアの質の向上に向けた取組み

■ 認知症介護・権利擁護研修会の実施



認知症介護の質の向上支援事業（認知症ケア・マッピング）

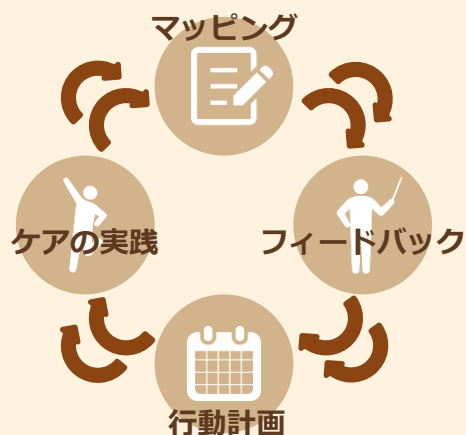
事業所全体の認知症介護の質の更なる向上を支援する熊本県独自の事業を実施しています。

認知症ケア・マッピングとは

パーソン・センタード・ケアの理念を実践するために考案されたもので、認知症の人の行動はケアを反映しているという考え方のもと、認知症の人の表情・行動等を観察・記録し、ケアの質を向上させる手法です。

採択を受けた事業所は、自らの認知症介護の現状を確認するため、一定期間内に2回、「認知症ケア・マッピング」を受けます。

認知症ケア・マッピングの機会を効果的に活用することで、日々の介護の振り返りと取組みの効果を確認します。



● 専門家によるマッピング

マッパー(講師)が、事業所に訪問して、認知症の人を6時間、5分ごとに観察・記録します。

- ①本人がどのような行動に携わっているか
- ②本人がどのような状態にあるか
- ③本人と介護スタッフの関わり

を客観的な指標に基づき記録し、結果をスタッフと考え、ケア実践(行動変容)につなげます。

● 2回のサイクルで介護の質が向上！

2回目の実践結果を現場スタッフにフィードバック。個性と尊厳を尊重するチーム力を育み、さらにケアの質的向上を目指します。

対象事業所

認知症介護の質向上に意欲のある県内事業所

※定員を超える申し込みがあった場合、以下3つの研修修了者（見込み含む）が在籍する事業所を優先します。

- ①熊本県権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）
- ②熊本県有料老人ホーム等施設長等権利擁護推進研修
- ③熊本県介護施設等従事者権利擁護推進研修（看護実務者研修）

皆さまへお願い

- **虐待ゼロを目指し高齢者の権利擁護に取り組んでください。**
スタッフ全員でもう一度ケアのあり方を再確認し、専門職にふさわしい知識と技術と倫理をもって高齢者虐待が起こらない仕組みづくりをお願いします。
- **認知症の方の個性を理解し、その人の思いを尊重してください。**
認知症の方の声に耳を傾け、何を求めているのかを理解しようと努力し、その思いにかなったケアをお願いします。
- **認知症の方を介護している家族への支援をお願いします。**
専門職として、認知症の方や介護家族を含めた認知症ケアの視点を持ち、認知症の方や介護家族に切れ目のない支援をお願いします。

